

日医生涯教育認定講座

税務講習会

税務調査への対応

国税通則法改正を受けて税務調査はどう変わるのか

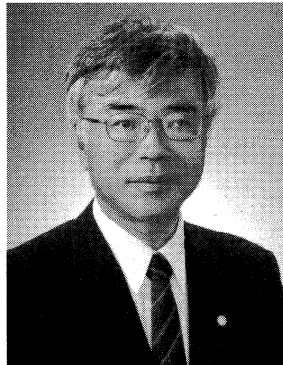
2011年12月に国税通則法の一部が改正され、税務調査手続き規定が創設され、2013年1月から適用されます。

従来から不備であった税務調査手続き規定が法制化され、税務調査を行うに当たって課税庁は、「納税者に一定の項目を事前に通知しなければならない」とか、税務調査終了後、調査結果について説明する義務が定められています。

しかしその反面、事前通知をしなくてもよい場合が法制化されるなど、税務調査の対応方法を知らないと不利益を受けることにもなりかねません。

国税通則法の改正で税務調査はどのように変わり、それにどう対応していくのかを話したいと思います。

講師 益子 良一 税理士
(益子良一税理士事務所所長・神奈川県)



◇講師のプロフィール(ますこ りょういち)

1976年 税理士登録、益子良一税理士事務所所長。
東京地方税理士会(神奈川県・山梨県)常任理事を経て、
現在東京地方税理士会副会長。東京都立大学法学部講師、
神奈川大学講師、神奈川大学法科大学院講師(税法担当)
を経て、現在専修大学法学部講師。

■主な著書

- 「医療機関の税務相談事例集」共著(大蔵財務協会)
- 「新訂 民法と税法の接点」編著(ぎょうせい)
- 「世界の納税者権利憲章」共著(中小商工業研究所)
- 「争点相続税法」共著(劉草書房)

日時 2/15(金) 午後7:30~

会場 アバンセ4F 第1研修室
佐賀市天神3丁目2-11 TEL0952-26-0011

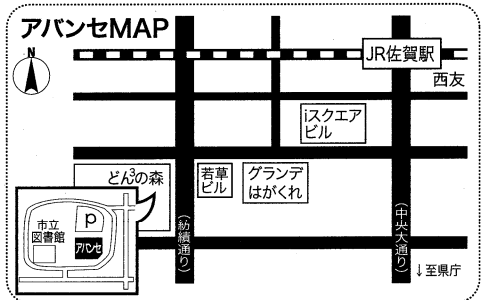
*参加対象/ 医師、歯科医師、スタッフ

参加費無料

主催 佐賀県保険医協会

☎ (0952)29-1933
FAX(0952)23-5218

E-mail: hoken-i@star.saganet.ne.jp



■FAX参加申込書

FAX (0952) 23-5218

税務講習会
税務調査への対応

~国税通則法改正を受けて
税務調査はどう変わるのか~

参加人数

名

13.2.15(金)

医療機関名

会員名

御住所

TEL() -